⑺　Time-limit for Tender : 2 : 00 PM, 13 December, 2012

⑻　Contact point for the notice : Shiho Motomune, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

## 入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。

平成24年10月23日

支出負担行為担当官

川越少年刑務所長　重松　　弘

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　11

平成24年９月21日（号外政府調達第181号４ページ）掲載の入札公告第１号「警備システム　一式」を取り消します。

## 入札公告の取消

次のとおり取り消します。

平成24年10月23日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　川﨑　正彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

平成24年10月４日付（号外政府調達第190号３～４ページ）掲載の入札公告「平成24年度松山局外電話交換設備製造　一式」を取り消します。

## 入札公告の変更

次のとおり変更します。

平成24年10月23日

独立行政法人水産総合研究センター

総務部長　長元　雅寛

◎調達機関番号　540　◎所在地番号　14

１　掲載日　平成24年８月30日（号外政府調達第166号）

２　変更内容

12ページ１⑷　「D　平成24年11月１日から平成24年11月30日」を「D　平成24年10月27日から平成24年11月30日」に、「E　平成24年11月１日から平成24年11月30日」を「E　平成24年12月１日から平成24年12月31日」に変更する。

12ページ３⑵　「D、E　平成24年10月11日から」を「D　平成24年10月11日から」に、「F　平成24年11月９日から」を「E、F　平成24年11月９日から」に変更する。

12ページ３⑶　「D、E　平成24年10月22日」を「D　平成24年10月22日」に、「F　平成24年11月20日」を「E、F　平成24年11月20日」に変更する。

12ページ３⑷　「D、E　平成24年10月26日14時00分」を「D　平成24年10月26日14時00分」に、「F　平成24年11月27日14時00分」を「E、F　平成24年11月27日14時00分」に変更する。

12ページ５⑷　「D　From November 1, 2012 through November 30, 2012 (Domestic)」を「D　From October 27, 2012 through November 30, 2012 (Domestic)」に、「E　From November 1, 2012 through November 30, 2012 (Abroad)」を「E　From December 1, 2012 through December 31, 2012 (Abroad)」に変更する。

12ページ５⑺　「D、E　14 : 00, October 26, 2012」を「D　14 : 00, October 26, 2012」に、「F　14 : 00, November 27, 2012」を「E、F　14 : 00, November 27, 2012」に変更する。

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月23日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　橋場　克司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　能越道城山高架橋上部その１工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　石川県七尾市古城町～竹町地先

⑷　工事内容

工事延長Ｌ＝308m

工場製作工（検査路）１式

ＰＣ片持箱桁製作工　１式

支承工　８個

架設工（片持架設）３基

支保工　3,510空㎥

落橋防止装置工　４組

排水装置工　１式

壁高欄工　１式

検査路工　１式

登り桟橋工　１式

橋脚躯体工（ＲＣ橋脚）４基

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年10月10日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。

２）本工事は総合評価落札方式の試行工事のうち、開札後に技術提案の評価を行う二封筒事後審査型総合評価落札方式の試行工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、北陸地方整備局総務部契約課に承諾願を提出すること。

５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

７）本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。

また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成23・24年度一般競争参加資格者でプレストレスト・コンクリート工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成10年度以降に元請けとして完成した工事で、下記１）から５）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては全ての構成員が下記の施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

１）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の上部工事であること。

２）橋梁型式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。

３）最大支間長が75m以上であること。

４）架設工法が、固定式支保工以外の架設工法であること。

５）１）～４）は同一工事であること。